

第3号議案

広域機関システムの納期遅延に対する予定損害賠償金の請求について

(案)

平成27年2月12日付電力広域的運営推進機関システム開発委託契約書第49条及び平成27年12月16日付電力広域的運営推進機関システム開発委託契約委託料変更に関する覚書第1条に基づき、開発委託先である株式会社日立製作所に対し、別紙のとおり、納期遅延に対する予定損害賠償金の請求を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：広域機関システムの納期遅延に対する予定損害賠償金の請求について

別紙2：請求書